

本會員衆黨ハ其主義ノ實現ヲ期スルニ當リ、
 第一ノ社會政策ノ徹底ニ就イテ例ヲ舉ゲルナラバ、
 労働法ノ完成、最低賃銀法ノ制定、
 八時間制實施法ノ制定、
 健康保險法ノ制定、
 農民政策ノ確立、
 小作權ノ確立、
 食料生産者ノ天職ヲ完フセシメナケレバナラヌ
 俸給生活者ノ勤務時間、勤務時間外ノ手当、
 退職手当等ニ就テ法律ヲ作ラナケレバナラヌ

財團法人協働會大阪支所

ルコトニ眼目ヲ注グ政黨、
 分ツテアルガソレヲ要約スルト三ツニナル第一ハ社會政策ノ徹底
 底デアル第二ハ人權ノ伸張自由ノ伸張デアル第三ハ財政及ビ稅
 制ヲ根本的ニ改正スルコトデアル
 第一ノ社會政策ノ徹底ニ就イテ例ヲ舉ゲルナラバ労働法ノ完成
 デアリ八時間制實施法アリ組合法ノ制定デアリ最低賃銀法ノ制
 定デアリ健康保險法ノ制定改正デアリ國際勞務條約案ノ實施促
 進デアリ農民政策ノ確立デアル農民政策ノ確立トハ小作法ヲ制
 定シ小作權ヲ確立スルノミナラズ農民ノ金融ヲ潤滑ニスル等デ
 アル斯クノ如キ農民政策ヲ施シテ農民ノ生活ヲ安定サシ農民ヲ
 シテ食料生産者ノ天職ヲ完フセシメナケレバナラヌ
 俸給生活者ニ對シテハ俸給生活者保護法ヲ作ラナケレバナラヌ
 法律ヲ作ラナケレバナラヌ